

## 第1回地域発達支援協議会 会議録

- 1 日時 令和2年7月8日(水) 15:00～17:00
- 2 場所 新居浜市こども発達支援センター
- 3 出席者 委員 竹本 幸司                      委員 関谷 博志  
委員 明智 美香                      委員 濱田 紀明  
委員 玉井 幸子                      委員 安永 亮浩  
委員 石見 慈                          委員 森 昭彦  
委員 京野 里保                      委員 西原 泰介  
委員 石川 真悟                      委員 松原 由起  
委員 後藤 一美                      委員 真鍋 真理子  
委員 佐野 公星                      委員 野沢 佐絵美  
委員 山中 希                          委員 坂上 玲子  
アドバイザー 吉松 靖文  
アドバイザー 渡部 徹
- 4 欠席者 委員 合田 史宣      三木 由紀子
- 5 事務局 高橋 靖志      丸山 泰浩      丸山 律子      藤田 恵女      西原 勝則  
田中 康一郎
- 6 傍聴者 なし
- 7 議題 (1) 教育委員会あいさつ  
(2) 委員の委嘱及び任命  
(3) 委員自己紹介  
(4) 協議題  
① 個別の教育支援計画について  
・新居浜市サポートファイル「にっこ♡にこ」と「愛媛県パッケージ」の扱いをふまえた今後の方向性について  
② 発達検査について  
・発達支援課の発達検査について(発達支援課)  
・関係機関等の発達検査について(医療・児相等)  
③ 就労について  
・就労の状況等の情報提供(発達支援課)  
(5) その他  
・特別支援教育の実情と支援員・介助員の配置について  
・令和2年度発達支援課の主な行事について
- 8 議事 開会 午後15時00分

事務局	<p>皆さんこんにちは、本日はお忙しい中、令和2年度第1回地域発達支援協議会にご出席いただきましてありがとうございます。</p> <p>私は、本日司会をさせていただきます発達支援課の丸山と申します。よろしくお願いいたします。</p> <p>なお、本日の欠席は、合田委員と三木委員となります。委員定数20名のうち18人の出席をいただいておりますので、本協議会の成立要件は満たしておりますのでご報告いたします。</p> <p>それでは、只今から、第1回新居浜市地域発達支援協議会を開催いたします。</p> <p>本協議会委員の異動により新たな就任にあたりまして、机上に委嘱状、任命書を置かせていただいておりますのでご確認いただければと存じます。</p> <p>まず、新たに就任されました方もいらっしゃいますので委員の皆さまに自己紹介で、ご挨拶をいただければと思います。</p> <p style="text-align: center;">——委員自己紹介——</p> <p>ありがとうございました。</p> <p>次に、本協議会のアドバイザーということで、愛媛大学教育学部教授 吉松靖文様、特別支援教育スーパーバイザー渡部徹様においでいただいております。</p> <p>吉松先生からご挨拶をいただければと存じます。</p> <p style="text-align: center;">——アドバイザー自己紹介——</p> <p>ありがとうございました。</p> <p>続きまして事務局の紹介をさせていただきます。</p> <p style="text-align: center;">——事務局 自己紹介——</p>
事務局	<p>それでは、「新居浜市地域発達支援協議会設置要綱」第5条により、委員の互選により本協議会の委員長と副委員長を選出したいと思います。ご意見ございませんでしょうか。あらかじめ事務局より候補者を挙げておりますので、推薦させていただきますがよろしいでしょうか。</p> <p>(異議なし。)</p> <p>委員長に西原泰介委員 副委員長に後藤一美委員を推薦いたします。</p> <p>同意いただけます方は拍手をお願いいたします。</p>

	<p>(拍手)</p> <p>賛成多数とみなします。この結果、委員長に西原泰介委員、副委員長に後藤一美委員が選出されました。</p> <p>どうぞよろしくお願いいたします。それでは、西原委員長からご挨拶をお願いします。</p>
委員長	<p>——委員長あいさつ——</p>
事務局	<p>では以後の進行につきましては西原委員長にお願いしたいと思います。</p>
委員長	<p>昨年に引き続き委員長を務めさせていただくことになりました西原です。不慣れなもので、ご迷惑をおかけすることと思いますが、委員の皆さまのご協力をいただきながら、円滑な議事進行に努めてまいりますので、よろしくお願いいたします。</p> <p>それでは、お手元の次第に従いまして会を進めて参ります。</p> <p>まず、協議題①「個別の教育支援計画について」でございます。事務局から説明をお願いします。</p>
事務局	<p>新居浜市では、子どもたちに必要な支援や手立てが、様々なステージごとに適切につながるようサポートファイル「にっこ♡にこ」を作成し、活用を進めてまいりました。就園就学時の作成はもちろんですが、市内の小中学校での作成・活用が広がっています。</p> <p>愛媛県では、今年度、「特別な支援を必要とする子どもへの理解と支援」が改訂され、第2版が配布されました。そして、これまでの個別の教育支援計画や個別の指導計画の様式を一新し、「えひめ教育支援パッケージ」として新たな支援ツールが出されました。今年の小中高等学校の巡回相談は、このパッケージの中にある2次チェックシートを利用するように推奨しています。発達支援課では、新居浜市の作成した「にっこ♡にこ」の活用を主軸として、今後は「えひめ教育支援パッケージ」の良い部分を「にっこ♡にこ」に反映させながら、より良いものにしていきたいと考えています。また、今年度、新居浜市にも校務支援システムが導入され、先生方の校務負担を減らすため、書類作成の電子化が図られました。現場の先生方から、「サポートファイルも、校務支援システムに入れてほしい。」という声も上がっています。情報の管理など、い</p>

	<p>ろいろな面で考えていく必要はありますが、検討していこうと思っています。</p> <p>「にっこ♡にこ」を作った時の思いはそのままに、「にっこ♡にこ」がさらに使 いやすく必要とされるツールになるよう考えていきたいと思っています。そして、 子どもたち自身はもちろん、その成長に関わる人たちの役に立つように進化さ せていければと思います。</p>
委員長	<p>ありがとうございました。</p> <p>ただいま説明がありましたように、個別の支援計画において、他市の取組に も詳しい、アドバイザーの先生にご助言をいただきますでしょうか。</p>
アドバイザー	<p>「えひめ教育支援パッケージ」については、愛媛県のホームページ、愛媛県 教育委員会特支援教育課のところをあけていただいたら、支援計画、指導計画 というところで、このパッケージを閲覧することができます。今日の資料は、 小学校と中学校のチェックリストが載っています。幼稚園、小学校、中学校、 高等学校の全てのチェックリストが新しく変わりました。資料のフェイスシー トの中にレーダーチャートがでていますが、チェックリストを入力するとレー ダーチャートに結果がでてきます。担当している先生が、子どもをどのように 捉えているかがわかるものとなっていますので、役立つと思われます。「聞く」 「話す」「読む」「書く」「計算する」「推論する」が学習に関すること、「運動」 「動作」が身体の作りに関すること、そして「生活スキル」があり、「注意集 中」「行動調整」がADHDに関すること、「対人関係」「コミュニケーション」が ASDに関することになっています。どの部分に先生たちが気になっているのか がわかります。実際に使用してみると、チェックリストの項目が優しすぎたり、 厳しすぎたりする部分が見えてきています。使用しながら、修正していく作業 が必要だと思います。愛媛県教育委員会に確認してみると、県が作った例とい うことなので、新居浜市がこれをそのまま使うか、各項目を変更しながら使う かは、市の教育委員会の判断でしていただくかたちとなります。西条市では、 夏の教育相談、保育園、幼稚園、小中学校、高等学校で行っている巡回相談に おいて、対象となっている子どもに対して、チェックリストとレーダーチャート をつけることを採用しています。教育委員会の方で、採用しているところと、 採用していないところがあります。今日の協議の中で、検討していくのではな いかと考えております。</p> <p>新居浜市のサポートファイル「にっこ♡にこ」についてですが、県のものよ りも、とても詳しく作成されています。県のは、柱の部分しかないため、 細かい部分が分かりにくくなっています。新居浜市のサポートファイルは続け ていっても良いと思います。「にっこ♡にこ」の4ページの関係機関シートのと</p>

	<p>ころの、療育の部分で「児童デイサービスなど」と記載しているのですが、小学生用、中学生用も同じ表記になっております。それぞれの年齢に合わせて例を変えていくと良いと思われます。こういった細かい部分をチェックしていくと良いと思います。「にっこ♡にっこ」を作成した時から制度や仕組みが変わってきているので、検討していくと良いと思います。現場で心配している部分として、子どもを送り出す側は、子どもの対応の仕方などを細かく書いて送り出すのですが、受け取る側が詳しく読まないまま引き継ぐケースがあります。受け手の側が欲している内容を把握することで、「にっこ♡にっこ」の情報が整理されると思います。こういった作業をしていただければ良いと思います。</p>
委員長	<p>ありがとうございました。県の方のパッケージのことも先ほどの説明でよくわかりました。本市が作っている「にっこ♡にっこ」の良さや、時代に合わせて見直しを行わないといけないというご指摘もいただきました。説明で詳しくお聞きしたいことや、何かご意見等ありませんでしょうか。</p>
委員	<p>えひめ教育支援パッケージの方についてです。保護者の確認として捺印をする場所があるのですが、保護者がこの中身を見ることができるといことでしょうか。</p>
アドバイザー	<p>保護者が見て同意していただければ、支援計画、指導計画は作成することができない形になっております。ただし、保護者に相談していない状態で作成している支援計画や指導計画はあります。それは、学校側が作成している案になるので、本物の支援計画、指導計画ではありません。支援計画、指導計画の場合は、必ず、保護者に提示し、確認していく必要があると思います。「にっこ♡にっこ」の場合は、詳しくすぎるため、伝えて欲しくない内容も記載してしまう場合もありますし、県の方は簡単すぎて詳しく書いて欲しいという場合もあり、これが現在の状況だと思われます。保護者の方が入っていただいて、おしゃっていただければと思います。学校の先生には、担任の先生だけでなく学年主任等の先生を含めた多くの先生が、支援計画、指導計画の内容を把握しておいていただきたいと思われます。</p>
委員	<p>この実態把握のところは、学校側が把握した内容であり、保護者や家庭とすり合わせを行ったりするものではないと捉えてよろしいのでしょうか。</p>
アドバイザー	<p>担任の先生が見てつけたものとなります。活用方法としては、例えば、昨年は学校を楽しく通っていた子が、今年登校を嫌がっているケースがあった場</p>

	<p>合、昨年の担任がつけたチェックと今年の担任がつけたチェックを比較することで、子どもの捉え方に差があるかを確認したり、また、校内研修等で活用したりすることができます。また、担任の先生がチェックしたものと、特別支援教育コーディネーターの先生がチェックしたものとを比較してみることもできます。かなり違いが出ています。このパッケージをもとにして、先生の共通理解を深めていくことができると思われます。気になる子どもがいた場合に、どういう部分で気になっているのか、全体像で把握していただければと思っています。問題行動や学習のつまずきだけで子どもを捉えないように、校内研修でも活用していただきたいと思います。以前のチェックリストよりも項目が多くなっているので、丁寧に子どもをみる視点を養っていただきたいと思います。</p>
委員	<p>ありがとうございました。</p>
委員長	<p>県の方の使い方がよく分かったと思います。</p>
アドバイザー	<p>先ほど、今の時代のあわせて修正していくという意見がありましたが、「にっこりにこ」の追記の例の部分の WISC-III というのは古いと思います。新しいものに見直していただきたいと思います。よくできていると思いますが、この「にっこりにこ」がどのくらい活用されているのかという資料を出していただきたいと思います。先生たちと保護者たち、できれば本人たちも参加して欲しいのですが、それぞれの人にとって使いやすいものとなっているのかどうかの評価を出していただきたいと思います。できれば、3者の意見を抽出していただければよりよいものになると思います。</p> <p>愛媛県が出しているパッケージですが、エクセルファイルになっており、チェックシートを入力すれば自動的にレーダーチャートが作成できるのですが、これは、標準化されたものではないので、得点自体が何か当てになるものではありません。その部分をおさえておいていただきたいと思います。そういった視点からも、今後は修正が必要であると思います。あくまでも気づきを促すためのチェックリストであり、レーダーチャートだにご理解いただければと思います。</p> <p>ちなみに、明日が、県の広域連携協議会なので、このパッケージはまだ県の会議ではでてきていない状態です。ネット上にはでてきている状態であるということをお伝えしておきます。</p>
委員長	<p>ありがとうございます。このパッケージの状態もよく分かったかと思いま</p>

	<p>す。「にっこ♡にこ」の活用状況についてですが、本市では支援会議等で役に立っていると思います。特に、他市に移動した際には有益だと感じております。また、中学校から高等学校に進学した際は、よく使っていただいていると実感しております。サポートファイルを引継いだ場合、原本が新居浜市の教育委員会の中で保管されているということもあり、丁寧に見ていただくことができ、連携を取りやすくなっております。この活用率について、数字的に報告できるようなものはないかと思うのですが、実感としてはすごく役立っていると感じています。課の方に、活用についてのデータはありますか。</p>
事務局	<p>引継ぎ件数のデータはあります。「にっこ♡にこ」の作成は、保護者が主体となっていますので、保護者が「引継ぎをして欲しい」といわなければ、引継ぎを行いません。引き継いでいる件数が、活用されていることを表していると思います。</p>
委員長	<p>ありがとうございます。高等学校の特別支援教育コーディネーターの先生からも「引き継いでいただいたらよくわかった」という声を聞いています。後からサポートファイルを持ってくるケースもあるようで、「早くにいただきたい」という声も聞いています。このサポートファイルは役立っているのではないかと思います。</p>
アドバイザー	<p>「にっこ♡にこ」は、児童・生徒が全員持っているのではないですよ。</p>
事務局	<p>はい。持っていません。</p>
アドバイザー	<p>おおよそ、何%が持っているのか教えてください。</p>
事務局	<p>サポートファイルを持った状態で、通常の学級や特別支援学級に在籍しているのですが、持っている資料としましては、特別支援学級在籍のお子さんの92～93%が「にっこ♡にこ」を持って在籍している状況となっています。</p>
アドバイザー	<p>支援計画、指導計画を作らないといけない子どもについては、全員持っているという解釈ですね。東温市と大洲市の方では、子育てしている全ての家庭に持ってもらっているという形でしています。その存在を知らない、活用の仕方を知らないという先生がいます。特に、市外から来られた先生や、支援の必要な子と接したことがない先生に多いです。不登校などの特別支援外で困難になっている子が増えてきていますが、そういった子ども達にも活用できるものな</p>

<p>委員長</p>	<p>ので、学校の先生に特に知っていただきたいと思っています。データをもとにして、子どもと接して欲しいと思っています。年度初めに、「にっこ♡にこ」についての説明を特別支援教育コーディネーターが職員会の中で説明していく必要があると思います。毎年、説明していかないと継続しにくいと思います。1つ参考にしていただければと思います。</p> <p>3月の臨時休校の時に「にっこ♡にこ」の見直しを行いました。お子さまの様態や成長を見つめ直す時間となりました。サポートファイルの存在を確認することができました。職員が共有していくことが必要で、気持ちを確認していくことに役立つと考えております。</p> <p>今年度は、移行期間ということですので、今後決定や実施に至った場合は、報告をお願いします。</p>
<p>事務局</p>	<p>それでは、協議題②「発達検査について」に移らせていただきます。</p> <p>発達支援課で発達検査を実施する際、その目的や手順等につきまして、園や学校、保護者と確認すべき事項につきまして、事務局よりご報告いただきます。</p> <p>まずは、お手元の資料の確認をお願いします。資料は、子ども・保護者・学校関係者のための相談ガイドブックと書かれた資料3枚と、様式1、2のアセスメントシート、様式3の受検同意書の計6枚となっております。それでは、発達支援課で発達検査を実施する際の目的および手順につきまして、6月に作成しました相談ガイドブックをもとに、ご報告させていただきます。まず、相談ガイドブックの作成に至った経緯についてご説明させていただきます。発達支援課では、これまで市内のお子さまの支援のために発達検査を実施してまいりました。お手元にある資料「令和2年度事業予定の4ページの8、発達検査の実施状況」をご覧ください。これは、昨年度実施した検査数となっております。発達支援課では、年間200件ほどの検査枠の中で、幼児から高校生までを対象に検査を行っております。検査の目的別にみると、就学のための検査、進学や学籍変更のための検査、課で実施している相談支援のための検査となっております。年間およそ200件ですが、ここ数年で検査の需要は増加傾向にあり、多くのご依頼をいただいております。しかしながら、ご依頼をいただいた検査の中には、検査前に十分な相談がなされておらず、お子さまと保護者の願いやニーズを確認できずに実施した検査や、学校の懇談会などで検査を受けるように担任の先生に言われ、検査の説明や同意の確認が不十分であった検査がありました。また、療育手帳の申請や診断のために検査を行って欲しいという依頼を保護者や医療機関等から直接受けた検査もありました。その結果、検</p>



査の活用が効果的に行われておらず、支援が必要なお子さんの検査が延期されたり、相談が行われず検査の結果（数値）のみが一人歩きしたりしていることがありました。そこで、発達支援課では、行っている相談と検査の流れと、検査の目的と手順を明確にするため、相談ガイドブックを作成することにいたしました。以上が、作成に至った経緯となります。それでは、相談ガイドブックの内容の説明に移らせていただきます。相談ガイドブックをご覧ください。1ページの図は、発達支援課で行っている相談支援の一覧を記載しています。相談の窓口については、幼児の場合は発達支援課となっており、小中学校等の学生の場合は、お子さまが在籍している学校の特別支援教育コーディネーターが相談の窓口となります。学生の場合、特別支援教育コーディネーターと保護者の相談の中で、検査の必要性が高い時に、発達支援課に連絡していただき、検査の実施を検討するかたちとなります。検査の必要性が高い時とは、4ページのチェック項目にも記載していますが、「問題行動が生じており、家や学校において対応に困っている場合」や「就学・進学、学籍変更のために子どもの状態を把握したい場合」等となっております。そのため、「成長を確認したい」、「数年実施してないのでしたい」、「いうことを聞かないから受けさせたい」という場合は検査ではなく、まず相談等の支援を行っていくかたちとなります。つづいて、相談の流れを説明いたします。2ページの図をご覧ください。上から下に向かって見ていただければと思います。悩みを抱えている保護者から発達支援課に相談があった場合、まず課での相談を実施します。幼児の場合は、その後の経過に合わせて、検査も含めた継続的な支援を行っていきます。児童・生徒の場合は矢印に書いているとおりに、連携として特別支援教育コーディネーターに連絡し、支援会議等を行います。その中で、検査が必要な場合は、特別支援教育コーディネーターから発達支援課に検査依頼の連絡をしていただきます。なお、図の右端に書いているのですが、検査が必要な場合でも、療育手帳等の申請の場合や、診断が必要な場合は、発達支援課ではなく、他の関係機関に連絡をしていただきます。療育手帳等の申請の場合は地域福祉課に、診断の場合は医療機関へ連絡していただきます。発達支援課では、就学の場合、進学等の学籍変更の場合、相談支援で必要な場合において検査を実施するかたちとなります。重要な点は、相談が一番であるということで、しっかりと相談を行うことがベースとなります。相談の中で、支援のために検査を行う必要性がある場合のみ、検査を実施する流れとなります。また、検査終了後も相談を継続的に実施していきます。学生の場合は、前述したとおり、学校の中で特別支援教育コーディネーターが窓口となって相談支援をしていただきます。この際に、様式1、2のアセスメントシートを活用していただきたいと考えております。

ここで、簡単にアセスメントシートの説明をさせていただきます。別紙の様式1、2をご覧ください。アセスメントシートは、子どもの様態を把握するためのシートとなっております。検査を行う検査者にとって必要な基礎情報を書いてもらうシートであり、検査実施前に提出していただく資料となります。また、学校で行われる教育相談時に、子どもの様態や保護者のニーズを確認するために活用していただくことができます。アセスメントシートの流れは、ガイドブックの2ページの図の右側に記載しております。ご確認ください。それでは、2ページの相談の流れを再度ご覧ください。学校の中で検査が必要になった場合、特別支援教育コーディネーターが発達支援課の学校担当に連絡をとり、あわせてアセスメントシートを提出します。課で実施の検討を行い、検査が必要であるとわかった場合に、検査を実施いたします。検査ではなく、支援が必要な場合は、支援会議や教育相談等の相談支援を行います。

以上が相談の流れとなります。それでは、ガイドブックの3ページをご覧ください。検査の目的と発達支援課で実施している検査の種類と内容について記載しております。ご覧のとおり内容となっております。4ページの③をご覧ください。検査を受ける前のチェック項目を記載しております。保護者の方、学校関係者の方に確認をしていただきたい内容を書いています。チェック項目をよく読み、検査の必要性の確認と、検査実施前の確認をしていただきたいと思います。検査実施前の確認では、相談の有無、検査の説明を行い、同意を得ているかの確認、そして、他機関で同期間に同じ検査を実施していないかの確認を行っております。保護者の方の中には、医療機関等で実施している発達検査と発達支援課で行う発達検査が異なる検査だと思っている方が多くいます。学校の先生には、実施前に確認をお願いできればと考えております。4ページの④をご覧ください。アセスメントシートの説明を記載しております。保護者の方にもシートの存在を知っていただくことで、検査の目的やニーズ、子どもの様態について、シートを使いながら、先生と保護者が相談や確認を行いやすくなると思います。④には、同意書についても記載しております。別紙の様式3の受検同意書をご覧ください。これまで、発達支援課では、検査のための同意書を使用していませんでした。数件ですが検査に同意していない状態で受検された方がいたことから、受検同意書を作成いたしました。内容はご覧のとおりとなっております。検査の説明を正しく受けているか、保護者の同意を得ているかを確認し、検査の同意と、検査結果を子どもの支援のために活用することに同意をいただくための書類となっております。検査実施が決まった場合に、署名捺印の後、発達支援課に提出していただくかたちとなっております。それでは、相談ガイドブックに戻ります。5ページの⑤をご覧ください。検査結果の報告の仕方を記載しております。検査結果の報告の仕方について説明します。

	<p>市内の関係機関の中に、WISC-IV（知能検査）の検査報告時に、保護者に検査報告書に加え、記入済みの検査用紙を複写して渡している機関があります。そのため、保護者の中には、その記入済みの検査用紙を見て、課題内容を推測し、検査前に子どもに練習をさせてくるケースがあります。安易な検査報告の仕方によって、検査の信頼性や妥当性が脅かされている可能性があります。なお、WISC-IVの発刊元である日本文化科学社では、検査用紙の複写については、著作権の問題があることから、複写や複製を認めていません。ただし、複写に関する唯一の例外として、資格を持つ別の専門家に、受検者の記録を伝達する場合は、複写が認められております。よって、保護者や園・学校関係者に対して、複写を渡すことは認められておりません。以上のことから、検査の報告についても検討を行う必要があると考えました。発達支援課では、以前から検査用紙を複写して使用したり、その記録済みの検査用紙を保護者に返したりすることはしておりません。発達支援課では、これまでどおり、検査報告書を作成し、検査結果の説明を行うことで対応していきたいと考えております。以上が相談ガイドブックと各書類についての説明となります。今後、この相談ガイドブックおよび各様式を活用していきたいと考えております。なお、アセスメントシートについては、今年度より先行して学校から依頼された検査において活用しております。保護者や子どものニーズや様態をつかめやすく、検査の実施および解釈が行いやすくなっています。相談ガイドブックも効果的に活用できればと考えております。報告は以上となります。</p>
委員長	<p>ありがとうございました。</p> <p>発達検査について、特に検査の目的や以後の支援に活かすことなどの確認ができたと思います。</p> <p>「発達検査」について、情報やご意見等いただければと思いますがどうでしょうか。</p>
アドバイザー	<p>ガイドブックができたことが重要だと思います。新居浜市内においても検査の管理運用にあたって不適切な運用が見られたということでした。これは新居浜市だけの問題ではなく、他市においても生じていることです。新居浜市が対応する体制を作ったことが評価できる場所だと思います。相談ガイドブックの中身についてですが、3ページの下の検査の一覧についてです。K-ABCのところは、もうすでにK-ABCⅡになっていると思いますが、これは新居浜市に無いためこういった記載になっているのでしょうか。</p>
事務局	<p>はい。課にある検査を中心に記載しています。</p>

アドバイザー	<p>もうだいぶ古いと思いますので、予算の関係はあると思いますが、検査は新しいものでなければ妥当性や信頼性が低くなりますので、購入をご検討ください。4ページのところの「検査を受ける前に」ですが、検査を受ける場合が2項目あり、「問題行動」となっていますが、「学習につまずきのある子どもに対して」という部分が入っていません。発達障がいの可能性のある子ども達の中で、一番割合が高いのは学習のつまずきがあるケースです。学習のつまずきから派生して問題行動につながっているケースもあります。子ども達の学習権を保障する教育支援のために行うので、学習に関する文言を入れていただきたいと思います。5ページですが、検査の報告についてですが、「検査の丁寧な報告を目指します」とありますが、「します」と言い切っていただきたいと思います。報告書を使うということがはっきりとわかるように表記していただきたいと思います。口頭では、情報の行き違いが、お互いの理解の不一致が起きやすいので、文章で保護者に伝えるということです。関係機関に送る場合は、保護者の同意をもとに文章で提供する、文章が基本であってそこに加えて口頭の説明報告もあるというかたちで表記して欲しいと思います。様式1の検査の報告ですが、報告する相手ですが、対象児だけ、「その理由」となっているのはどういう意味かなと思いました。未成年だから法的代理人である保護者に説明するのであって、本来であれば当事者本人に対して行うものであり、本人自身の自己理解を深めるものであると思います。セルフアドボカシースキルを養成することにつながると思います。対象児だけ、理由をつけるのはいかがなものかと思います。報告する相手の中には、保護者にチェックが入っているのは当たり前だと思います。保護者欄にチェックをしない場合がでてくるのではないかと思います。検査報告ですが、検査実施者が責任を持って報告するのが原則なので、この部分もご検討いただければと思います。</p> <p>専門家が不足して大変だと思いますが、実際の学生支援に有効なのは、3ページに記載している検査だけではないので、これ以外の検査にも対応できる体制も作っていただきたいと思います。</p>
委員長	<p>貴重なご意見をありがとうございます。委員の皆さんにもご意見・ご感想をいただきたいと思いますが、医療の現場において、発達検査をどのようにお考えでしょうか。</p>
委員	<p>このようなきっちりとしたガイドブックやアセスメントシートができつつあることは素晴らしいことだと思います。実際、病院で発達検査を取る時も、まだ同意書を書いていただくことができていない状態です。この資料を参考にしていきたいと思います。県立新居浜病院は、常勤の臨床心理士がいません。</p>

	<p>県立中央病院から、月に数回サポートに来ていただいて、しかも回数に制限がある状態です。こういったものを勧めにくいと思いましたが、必要なことなので病院でも勧めていきたいと思います。</p>
委員長	<p>ありがとうございました。県立新居浜病院で臨床心理士を配置する予定はありますか。</p>
委員	<p>今のところ、県立新居浜病院というよりも、愛媛県の病院という形になっており、県立今治病院にも臨床心理士がいませんので、新居浜病院だけというわけにはいかない状態になっております。今治病院からも要望を出しているのですが、人員配置の問題が大きく、臨床心理士の不足もあり、難しい現状となっております。</p>
委員長	<p>病院の方で臨床心理士が足りていない現状が分かったと思います。</p>
アドバイザー	<p>アセスメントシートの上の欄ですが、相談ガイドブックにWISC-Ⅲが載っておらず、こちらにWISC-Ⅲが載っています。WISC-Ⅲは非常に古く、これは標準化が不十分な検査なので、その他の欄があるので、無くしても良いのではないかと思います。</p> <p>このシートのどこかに、これが合理的配慮の提供のための資料になることを入れていただければと思います。</p>
委員長	<p>ありがとうございました。</p>
アドバイザー	<p>アセスメントシートの様式1の学籍のところですが、通級指導教室の文言が入っていると良いと思います。今、有効に活用できるのは通級指導教室であり、特別支援学級の方ではないと思います。相談ガイドブックですが、これを子ども・保護者に読んでもらって、検査の同意書をもらうのでしょうか。</p>
事務局	<p>その形を考えております。</p>
アドバイザー	<p>幼児のお母さんたちにとっては、すごく難しいと思います。もう少し分かりやすいものがある方が、同意しやすいと思います。2ページの相談の流れがありますが、相談のイメージが、我々のイメージと保護者のイメージが異なる可能性があります。相談をして検査をする場合と、相談をしないで検査をする場合で、相談にどのような違いがあるのかがはっきりするような情報がないと、</p>

	<p>同意しにくい可能性があります。これをする事によって、後の相談でどのような良いことがあるのかを記載していただくと良いと思います。保護者が見やすいように工夫していただきたいと思います。新居浜市の実情として、K-ABCⅡはないようですが、K-ABC や WISC-Ⅳでは、CHC 理論を用いた分析ができます。しかし、結果報告では、下位検査の評価点をもらえず群指数だけの報告しかもらえません。下位検査の評価点も報告して欲しいと思います。結果の報告の記載についても検討していただきたいと思います。</p> <p>WISC についてですが、小さい時は WISC-Ⅲで実施しており、現在は大きくなっているため WISC-Ⅳを取っているケースがあります。ⅢとⅣでは、下位検査の項目が異なるので、成長を確認する際にずれてくる部分があります。WISC-Ⅳの簡易の 10 項目で行うと、WISC-Ⅲで行っている項目を実施しない場合があります、子どもの詳細な成長を把握したくてもできないことがあります。こういった部分を含め、特別支援学級の先生が検査について学んでいく必要があります。細かい検査の仕方や内容よりも、検査結果から、どのように指導計画を立て行けばよいかを学べる研修を検討していただければと思います。</p>
委員長	<p>ありがとうございます。同じように発達検査を取られている児童相談所の方からもご意見をいただきたいと思います。</p>
委員	<p>児童相談所の方では、療育手帳の申請の時や、触法など万引き等で警察から通報を受けたお子さんの面接を行う中で発達特性に問題があるお子さんに対して発達検査を行っております。新居浜市の作っているガイドブックなども取り入れていけば良いと思いました。</p>
委員長	<p>ありがとうございました。その他、ご意見のある方はいませんか。</p>
アドバイザー	<p>WISC-Ⅲとか古い検査で誤解がまだまだあると思います。WISC-Ⅲでも、きちんとした専門性の高い研修を受け、なおかつ専門資格を持っている方でないとできませんということが、現場でまだ周知されていません。検査の取り扱いが厳密化されていますので、現場での周知をよろしく願いいたします。</p>
委員長	<p>ありがとうございました。</p>
事務局	<p>専門家の資格の件について情報が錯綜しているので教えて欲しいのですが、公認心理師制度が導入された時は、その資格をとっていないとできなくなると言われていました。専門家の資格には他のものもあると思いますが、どの程度</p>

<p>アドバイザー</p>	<p>の資格と捉えればよいのか教えてください。</p> <p>日本文化科学社以外では、一般の方には情報公開していませんが、日本文化科学社の検査については、それぞれ検査ごとに使用者レベルが決まっていますので、確認をお願いします。ただ、今は、公認心理師の移行期間なので、移行期間が終わった後についてどうなるかは発表されていません。ただ、現状においては、日本文化科学社では、公認心理師、臨床心理士、学校心理士、臨床発達心理士、特別支援教育士で、医療関係で医師と言語聴覚士等と明記しております（使用者レベルC）。当面はこれで行うこととなります。他の出版社においては、公表していないところもありますが、問い合わせしてみると、基本的には「日本文化科学社と同じ基準である」という回答をいただきました。新版K式発達検査も田中ビネー検査も同じ基準となります。新版K式発達検査も田中ビネー検査も使用者レベルCだと思っていただければと思います。</p>
<p>委員長</p>	<p>ありがとうございました。相談ガイドブック、アセスメントシート等、より良い新居浜モデルができるようにしていただければと思います。</p> <p>それでは、協議題③「就労について」に移らせていただきます。就労の状況等の情報提供を、事務局お願いします。</p>
<p>事務局</p>	<p>個人情報観点から資料は用紙しておりません。手帳等をお持ちの方がエールやわかばと協力しながら一般企業での就労へつながっていることは多く聞いております。今回は、一般就労の中で丁寧な支援を行っていただいている事例がありましたので、ご紹介いたします。新居浜市内の企業で、丁寧な支援を行っている企業があることをご紹介し、市内に広めていただきたいと思います。情報提供したいと思います。高校を卒業したお子さんで、A社の本社工場の製造部門で一般就労が決まった方です。手帳や障がい者枠ではなく、一般就労なのですが、人事の方には自閉症スペクトラムの診断を受けていることや本人の特性について説明した上での就労でした。入社前研修がありまして、一週間行き、その後行けずに、「退職したい」と本人が語ったため、対応に悩みました。内容としては、「大きな音がするから嫌だ」とか、入社前研修なので駆け足で様々なことを教えられるのですが、本人には暗黙の了解が伝わらず全てしなくてはならないと思い込んだりすることがありました。また、工程が日ごとに素早く変わることに、精神的に疲れてしまい、口頭指示でわからない状態でした。事前に特性について説明をしていたのですが、支援をしてもらえておらず、混乱し、自信を無くして「死にたい」と口にするようになりました。家族も無理をさせたくないということで退職の運びになりました。その旨を管理職に伝えたところ</p>

	<p>ろ、「どのような支援があれば退職をしないですむのか」とおっしゃってくれました。この子に必要な支援は、全ての社員にもあれば良い支援となるということで、工程の見える化のマニュアルづくりをしてもらいました。これは、視覚と文章を現場におき、ベテラン職員が作る作業をDVDにして動画でも見えるようにして本人にも渡すということで、出来上がった時点で、本人と私たちでできるかどうかを確かめました。本人は、安心できるということで、復職をしてやってみるといふことで、退職を取り消しました。そこで、考えていただいたのが、1日全てをフルで働くとしんどい可能性があるのでは、午前中のみで良いと提案してくださいました。その後、6月からは15時までに延長をしました。本人の調子が良くなったこともあり、フルで働くこともできることをお伝えしたのですが、社長と部長から「焦らずにゆっくりとしていきましょう」という温かい言葉をいただきました。1日の就労の最後には、学校の終わりの会のように、1日の就労で困ったことがないか、こんな支援が欲しかったとかと、人事課係長と工場部長に報告をして聞いてもらうような支援もありました。工場の温かい支援のおかげで、一人の青年が就労にいけそうな状態となっております。彼が「こういうことがあったら働きやすい」と言うことが、単なるわがままではなく、会社を良くするためのものだということも本人が理解することができ、意欲を持って取り組んでいる状態です。一般就労の中で、これほど支援していただける会社があるということも皆さんに知っていただきたく、色々な場所でPRしていただけると、色々な会社でも同じような支援をしていただけるのではないかと思います、報告させていただきました。以上です。</p>
委員長	<p>ありがとうございました。 就労につきまして、ご意見ございませんか。</p>
委員	<p>報告の中にもありましたが、ご本人が頑張るとか、やっていくというところを出していくと企業側もご理解を示してくれるという部分がたくさんあると、私たちも支援をしていく中で実感しております。なかなか合理的配慮を求めていく中では、わがままと捉えられてしまうこともあったのですが、その配慮が他の社員にも良い影響をもたらすという部分は、しっかりと私たちも伝えていく必要はあると思いました。エールでの相談支援を行っている方の中で、昨年は8件ほどの就職の実績がでております。昨年度から愛媛県が、障がい者雇用の取り組みを積極的に行っており、東・中・南予の地方局のチャレンジオフィスにおいて、3年の有期の中で就労に移行していこうという流れもあります。それをしっかり行ってから、次のステップである一般企業へ行くという流れを県が作っております。私たちも、サポートに入り、県全体で障がい者雇用の底</p>



	<p>上げをしていきたいと思っております。</p>
委員長	<p>ありがとうございました。他に就労についてご意見はありませんか。</p>
委員	<p>新居浜市では、企業の方が理解していただける土壌はあると感じております。ハローワークでも就労を目指している方が多く窓口に来ていただいています。今、新型コロナの影響で情勢が悪化しているところもあるかと思いますが、支援をしていきたいと思っておりますので、ご協力いただければと考えております。</p>
委員	<p>東予サポートステーションですが、支援している方の中にも、障がいがあるのではないかとと思われる方や相談に来てから手帳を習得されて就労支援事業所につないだ方など、そういった事例は増えております。各事業所と連携をとり、就労に向けて一緒に取り組んでいきたいと思っております。</p> <p>東予サポートステーションでは、今まで、支援対象者が15歳から39歳までの若者となっております。政府の調べでは、就職氷河期世代の35歳から45歳までで、正規雇用ではない方、非正規の方で100万人ほどいると言われており、就労をされていない方が50万人ほどいると言われています。その中で、就職氷河期世代を支援する3カ年計画を政府が出しています。東予サポートステーションでも、幅を広げて、49歳までが支援対象となっておりますので、ご承知おきいただきたいと思います。</p>
委員	<p>相談支援専門員は、0歳から65歳までの方を担当させていただいております。支援の区切れが、小中高と区切れるのですが、相談支援の方は、その後のつながりまで支援できるという面があります。現在、高校生の保護者の方など、就労に向けて相談させていただくのですが、将来のことをすごく考えている方が増えてきています。また、中学生の保護者の中には、その先の進路を明確に考えてきており、情報収集がとても速くなってきております。お子さま一人ひとりに、どのような適性があるかについて話し合いをしております。最近では、支援会議の中で、学校と連携を図らせていただいております。小中高での進学、就職に向けて支援をしています。今後も関係機関と協力していきたいと考えておりますので、ご協力よろしくお願いたします。</p>
委員長	<p>ありがとうございました。その他ご意見はありませんでしょうか。</p>
委員	<p>高校でも、特別な支援を要する生徒は、かなりの人数がいます。そういった現状の中で、ケース会等も年度初めから開いております。ケース会の位置づけ</p>

	<p>として、問題が徐々に顕在化していく中で対処療法的に行われている節が見られます。後手後手の支援になっていると思います。例えば、不登校で休みが続き始めて、はじめてその生徒のサポートファイルを見て、その中の支援計画を読んで中学校の間にどのように過ごしてきたかを見て、支援を検討するという流れがあります。現場としては、どういうふうに支援して子ども達を成長させるか、建設的な視点で、ケース会の持ち方や支援計画の活用を検討していく必要があると思います。</p> <p>愛媛県版のパッケージがあり、新居浜市のサポートファイル「にっこ♡にこ」があります。しかし、高校の現状としては、新居浜市の生徒だけではないので、その部分をどのように埋めていくのか考える必要があります。他市町との温度差があったり、明らかに特性を持っている生徒でも支援計画の引継ぎがされていなかったりといったところで、しんどい部分があります。そういったところを含めて、高校が、小中学校とどのように連携していくのが重要だと思います。新居浜市では、この「にっこ♡にこ」を使い、小中学校が綿密に連携しているのですが、現場で「にっこ♡にこ」を知っている先生は、特別支援教育コーディネーターだけだと思われます。そういう意味で、研修が足りないと感じております。この会で、いろいろな問題提起をしていただいたので、現場に持ち帰って検討したいと思います。</p>
委員長	<p>ありがとうございました。他にご意見はありませんか。</p>
	<p>アドバイザーの先生方何かご意見ございますか？</p>
アドバイザー	<p>志リレーションLabのパフレットがありますが、「読むこと」、「書くこと」が苦手となっていますが、学校の方では、「聞く」、「話す」といったアクティブラーニングが、小学校で4月から始まり、中学校で来年から始まります。聞くことが難しいということについて、読売新聞のコラムの中で記載されていました。その中では、APDという聴覚情報処理障がい、聞こえているものの意味理解ができないということについて、取り上げられていました。読み書きだけでなく、聞くことに困難を感じているケースについて、これから対応していかないといけないと感じております。教師の話をしっかり聞かない生徒がいますが、本人たちの努力だけではカバーできないということも記事の中に書かれていました。聞くことについても、我々も勉強しないといけないのかもしれないと思いました。</p> <p>新型コロナの影響で、手話通訳の方が、口元が見えないために透明なマスクを今治で発売しています。保育所の0歳から1歳を担当している保育士と話をさせていただくと、顔の表情で子どもとコミュニケーションができないと言っ</p>

	<p>ていました。2歳以下の子どもはマスクをしないようにしているのですが、保育士の方がマスクをするために、表情で伝えにくくなり、気持ちの読み取りの部分をどのように育てていくかを悩んでいるという相談が出てきています。新しい生活様式の部分との兼ね合いもあると思いますが、マスクをしたままでイナイナイバーができるのかなど、いろいろな関わりの中で考えている方もいます。新型コロナの影響で、様々なことを考えていかないといけないのだと思っています。</p>
アドバイザー	<p>インターネット上で公開されていますが、6月30日に文部科学省の方で、「新しい時代の特別支援教育の在り方に関する有識者会議」が開催され、資料が公開されていますので、発達支援課の方でもご覧いただき、今後の市内の発達支援に活用していただければと思います。この中に総務省勧告に対しての対応状況などの資料も載っています。ぜひ見ていただければと思います。</p> <p>先ほど、就労の話が出ていましたが、日本の障がい者雇用の課題は、大企業の方が障がい者雇用が進んでいて、中小企業の方では進まないという現状があります。国としては、中小企業の方で、障がい者雇用を進めていきたいのですが、進まない状態です。先ほど紹介のあった企業は、大企業でした。まずは、大企業であっても、新居浜市内での就労の成功事例を、市、東予圏域の中で、いかに情報の周知をしていくかが課題だと思います。一方で、中小企業がいかに雇用していくかが、地域づくりに関係してくるところですので、中小企業の経営者たちにこの事例を周知していくか、そういったあたりを就労関係の委員の方に市と連携して進めていただけると有難いと思います。以上です。</p>
アドバイザー	<p>先ほどの「新しい時代の特別支援教育の在り方に関する有識者会議」の中の総務省の勧告の話がありましたが、勧告の中で、具体的な事例として新居浜市が紹介されていますので、今後も新居浜市の取り組みが続いて評価を受けるように努めていただきたいと思います。</p>
委員長	<p>ありがとうございました。</p> <p>本日の協議題についてはすべて終了いたしました。</p> <p>事務局から連絡事項ございますか。</p>
事務局	<p>【情報提供】（特別支援教育の実情と支援員・介助員の配置等について）</p> <p>それでは、グラフの資料をご覧ください。特別支援教育の現状と学校支援員と学校生活介助員の配置の課題ということで、今年度、見直しと取り組み方針の改善を図っていかなければならない状況にあります。最初に、現状を説明い</p>

たします。特別支援学級に入級した児童・生徒の推移ということで、小学校と中学校における平成20年からの推移をグラフに表しております。ご覧のとおり右肩上がりです。年々、特別支援学級に入級している児童・生徒は増加しております。この現状は、全国的にも同様のことが生じており、愛媛県下でも年々、増加しているのですが、新居浜市は、愛媛県下の平均よりも増加率が若干高くなっております。裏面には、学校生活介助員の配置人数の推移と、学校生活介助員の配置基準を載せていただいておりますが、新居浜市では、国のいう特別支援教育支援員制度について、特別支援学級に配置する支援員のことを、学校生活介助員と言っております。通常の学級において、発達障がい等のある児童の支援として、学校支援員という呼び名で支援員を設けております。学校生活介助員の配置人数の推移についても、特別支援学級の入級児童・生徒の増加に伴って、配置基準に基づいて増員をしていっております。しかし、ここ3年間は、110人程度で横ばい状態であります。増加する特別支援学級の入級児童・生徒に対して、学校生活介助員の配置が不足しており、なかなか人材不足の現状にあります。配置基準に基づいた人員配置ができていないということになります。平成30年にも学校生活介助員の不足ということで、配置基準を見直して、一人あたりの配置を緩和したところですが、令和2年度においては、さらに、基準でいうと、約30人の欠員の状態にあります。学校生活介助員の雇用形態は、パートの非常勤ですが、新居浜市の非常勤職員の中では、時給は良い方となっておりますが、人材確保が難しく、改めて配置基準の見直しが必要となってきております。ただし、ただ配置基準を見直しだけでなく、可能な制度として再構築する必要があるのではないかと考えております。持続可能な制度に見直すためにも、公的な方針を定めるにあたって、助言をいただければありがたいと考えております。9月ぐらいになると、来年度の特別支援学級の入級児童・生徒数が把握できてくるのですが、来年度に向けて配置基準等を課の中で協議していきたいと思っております。

最後の資料は、参考資料で、学校支援員の推移です。学校支援員の対象児童の推移となっております。学校支援員は、発達障がい等のある児童が在籍する通常の学級において、生活や学習上の困難を有する児童に対して学習指導上の支援を行うために、小学校に配置しております。児童や担任教師を支援することにより、児童の学習効果を高めて、学校生活へのより良い適応を図っていきます。グラフのとおり、対象となる児童数は、年々、増加しております。令和元年度では、市内小学生の約8%となっております。以上のような状況なのですが、学校の特別支援教育支援制度の取り組みについて、今年度は見直していきたいと考えておりますので、今後、アドバイスをいただきましたらありがたいと考えております。

事務局	<p>【情報提供】（令和2年度発達支援課の主な行事について）</p> <p>続いて、お配りしている令和2年度の事業予定、発達支援課の主な行事について等の資料につきましては、またご覧いただければと思います。本日の協議会の議題のその他のところで、医療的ケアについての伝達を考えていたのですが、都合により、次回の議題の内容として、取り上げてまいりたいと思います。</p> <p>次回の協議会は11月17日（火）の開催予定でございますのでよろしくお願い申し上げます。</p>
委員長	<p>本市の学校支援員、学校生活介助員の配置や対象児童数の推移などを説明いただきました。現場の者としましては、学校生活介助員のサポートは子ども達が助かっており、有益なものとなっていると思います。この取り組みが、将来、他所からでも新居浜市に住みたいと思われることにつながる、新居浜市の大きな目玉の事業になると思っております。揺るぎのなき支援をお願いできるようにしていただければと思います。</p>
事務局	<p>次回に、来年度の状況を把握できた段階で、資料を作成して見直していきたいので、その時はアドバイスをいただきたいのでよろしくお願いいたします。</p>
事務局	<p>こちらの冊子は、子育ての悩みや発達の悩みのある保護者の方に、発達支援センターをご利用いただくために新しく作成したものです。今後、様々な場面で使用してまいりたいと思います。</p> <p>こちらのパンフレットは、志リレーションLabと行っている事業の中で、先生たちに配布したところ、好評であり、保護者との懇談とかに活用していただいております。追加で欲しいという要望があったため、増刷しましたので、各学校等、関係機関に配布したいと思っております。ご要望があれば、おっしゃってください。</p>
委員長	<p>ありがとうございました。</p> <p>皆さまのご協力により、円滑な議事進行ができましたことに重ねてお礼を申し上げます。協議会を終わりにしたいと思います。ありがとうございました。</p>